横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

（答申第３１９４号から第３１９８号まで）

令和７年４月２２日

横情審答申第3194号から3198号まで

令 和 7 年 4 月 22 日

横浜市長　山 中　竹 春　様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会
会長　　松 村　雅 生

個人情報の保護に関する法律第105条第３項の規定により読み替えて準用する同条第１項の規定に基づく諮問について（答申）

令和５年６月20日旭高第554号及び同月29日旭高第623号から第626号までによる次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「旭区福祉保健センターにて受け付けていただいた令和５年４月17日付文書を回議された旨。施行文書」ほかの保有個人情報不開示決定に対する審査請求についての諮問

別　紙

答　　申

1　審査会の結論

横浜市長が、別表に示す保有個人情報を不開示とした決定は、妥当である。

2　審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、別表に示す保有個人情報の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和５年５月18日付で行った各保有個人情報不開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3　実施機関の不開示理由説明要旨

実施機関が本件処分を行った理由は、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条第２項に規定する、開示請求者が開示請求に係る保有個人情報の本人であることを示す書類の提示及び提出（以下「本人確認書類の提示等」という。）がなかったことから、当該本人であることの確認ができなかったため」と要約される。

4　審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

(1)　審査請求人が実施機関から受領した文書に関して保有個人情報開示請求をしたにもかかわらず、請求文を変えて掲題し行った本件処分は違法で無効である。

(2)　実施機関が根拠規定を適用する論拠及び論拠の論証もなく行った本件処分の取消しを求める。

5　審査会の判断

(1)　本件処分の妥当性について

ア　法第77条第２項は、「開示請求をする者は・・・、開示請求に係る保有個人情報の本人であること・・・を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。」と規定している。

イ　実施機関は、本人確認書類の提示等がなかったため不開示としたと説明しており、審査請求人がこのことを争っていないことからすれば、法第77条第２項において義務付けられている本人確認書類の提示等はなかったものと認められ、実施

機関が本件処分を行ったことは首肯できる。

(2)　審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(3)　結論

以上のとおり、実施機関が、別表に示す保有個人情報を不開示とした決定は、妥当である。

（第五部会）

委員　久末弥生、委員　萩野寛雄、委員　吉田仁美

別表

答申番号	諮問	保有個人情報
第3194号	令和５年６月20日 旭高第554号	旭区福祉保健センターにて受付けて頂いた令和５年４月17日付文書を回議された旨。施行文書の開示を求める。（実施機関発行のマニュアル書を添付したので参照ください。）
第3195号	令和５年６月29日 旭高第623号	令和５年４月27日旭高第177号発出に係る回議文書及び施行文書一式の閲覧開示を求める。
第3196号	令和５年６月29日 旭高第624号	令和５年４月27日旭高第178号発出に係る回議文書及び施行文書一式の閲覧開示を求める。
第3197号	令和５年６月29日 旭高第625号	令和５年４月27日旭高第179号発出に係る回議文書及び施行文書一式の閲覧開示を求める。
第3198号	令和５年６月29日 旭高第626号	令和５年４月27日旭高第181号発出に係る回議文書及び施行文書一式の閲覧開示を求める。

《　参　　考　》

審　　査　　会　　の　　経　　過

年　月　日	審　　査　　の　　経　　過
令和５年６月２０日 （答申第３１９４号）	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和５年６月２９日 （答申第3195号から第3198号まで）	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和７年２月２５日 （第８回第五部会）	・審議
令和７年３月２５日 （第９回第五部会）	・審議